

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	宗像市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://

執行機関名 宗像市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宗像市母子家庭等日常生活支援事業による支援員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宗像市個人番号の利用に関する条例別表第一 第12の項 宗像市母子家庭等日常生活支援事業による支援員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号)第1条	宗像市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成18年3月31日告示第57号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第17条及び第33条の規定に基づき、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦(以下「母等」という。)の修学等又は疾病等より、一時的に日常生活に支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下「母子家庭等」という。)に家庭生活支援員(以下「支援員」という。)を派遣し、必要な支援を行う宗像市母子家庭等日常生活支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宗像市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成18年3月31日告示第57号)